

特別養護老人ホームくれない 施設利用料金について

令和3年4月1日現在

①サービス利用料金(介護保険対象分)

介護保険負担割合証の負担割合によって1日あたりのサービス利用料金が異なります

介護保険負担割合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割	¥757	¥837	¥919	¥997	¥1,076
2割	¥1,514	¥1,673	¥1,838	¥1,994	¥2,151
3割	¥2,271	¥2,509	¥2,757	¥2,991	¥3,226

上の料金には以下の加算が含まれています。

常勤医師配置加算 福祉施設看護体制加算¹² 福祉施設日常生活継続支援加算¹ 福祉施設栄養マネジメント加算 福祉施設処遇改善加算¹

その他、状況によって1日ごとに下記の料金が必要となります。

介護保険負担割合	初期加算	外泊時費用	療養食加算(3食分)	看取り介護加算1	看取り介護加算2	看取り介護加算3
1割	¥35	¥286	¥21	¥168	¥789	¥1,486
2割	¥69	¥571	¥41	¥335	¥1,578	¥2,972

なお、介護保険高額介護サービス費支給申請により一ヶ月あたりの上限額が設定され、それを越えた分が支給されますが、受領委任払の申請により当施設においては上限額のみ自己負担となります。

※介護保険高額介護サービス費の利用者負担段階と利用者負担上限額

利用者負担段階区分	一ヶ月の上限額
生活保護受給者	¥15,000
市町村民税非課税世帯 老齢福祉年金受給者の方	
本人の合計所得と課税年金収入額の合計金額が80万円以下の方	
課税世帯 上記以外の方	¥24,600
課税世帯	¥44,400

②食費及び居住費(介護保険対象外)

負担限度額認定によって1日あたりの食費及び居住費の軽減が行われます。

負担段階	食費	居住費(多床室)	居住費(個室)
第一段階	¥300	¥0	¥320
第二段階	¥390	¥370	¥420
第三段階	¥650	¥370	¥820
第四段階	¥1,380	¥840	¥1,150

負担限度額の認定基準は下記の通りとなります。

第一段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方
第二段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額(公的年金収入額)+合計所得金額+非課税年金額の合計額が80万円以下の方
第三段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階以外の方。
第四段階	第1段階～第3段階以外の方(世帯課税)

※申請された被保険者と同一の世帯に属さない配偶者についても市町村民税非課税であり、預貯金等の資産及び負債の合計が単身で1,000万円、夫婦合わせて2,000万円以下であること。(世帯分離をしている場合や事実婚も含みます)

以上を踏まえた上で、31日あたりの施設利用料金は以下の通りとなります。

負担割合	負担限度額	介護度	介護保険自己負担分	多床室		個室			
				食費及び居住費	合計	食費及び居住費	合計		
一割	第一段階		15,000	9,300	24,300	19,220	34,220		
	第二段階		15,000	23,560	38,560	25,110	40,110		
	第三段階	要介護1	23,467	31,620	55,087	45,570	69,037		
		要介護2以上	24,600					56,220	70,170
	第四段階	要介護1	23,467	68,820	92,287	78,430	101,897		
		要介護2	25,947					94,767	104,377
		要介護3	28,489					97,309	106,919
		要介護4	30,907					99,727	109,337
		要介護5	33,356					102,176	111,786
	二・三割	第四段階		44,400	68,820	113,220	78,430	122,830	

※ただし、介護保険高額介護サービス費支給申請及び受領委任払の申請、負担限度額の認定を受けた上での料金となります。